

地方独立行政法人大月市立中央病院役員報酬等規程

平成31年4月1日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大月市立中央病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の理事長、副理事長及び理事は年俸とし、非常勤の理事及び監事については非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人大月市立中央病院職員給与規程（平成31年規程第8号。以下「職員給与規程」という。）の規定により支給される給与及び役員手当とする。

2 前項の年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬の支給日は、職員給与規程の規定の例による。

2 月例年俸は、毎月1回次条に規定する当該役員の月例年俸の額の12分の1の額を支給する。

3 業績年俸の額は、次条に規定する当該役員の業績年俸の額に、当該役員の業績（地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案したものとする。以下同じ。）を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会において決定した割合を乗じて得た額とする。

4 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

(年俸)

第4条 常勤の理事長の年俸の額は、月例年俸11,400,000円とし、業績年俸3,600,000円とする。

2 理事長が診療に従事する場合には、医師手当として月額480,000円を、前項で規定する月例年俸額の12分の1の額に加算し支給する。

3 常勤の副理事長及び理事の年俸の額は、当該役員の職務に応じて理事長が別に定める。

4 第2条 ただし書に規定する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額70,000円

(2) 理事 月額30,000円

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給については、法人の職員（以下「職員」という。）の例による。

(非常勤職員の報酬等)

第6条 非常勤役員手当の額は、日額 13,000 円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(重複給与の禁止)

第7条 職員が役員を兼ねるときは、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(退職手当)

第8条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人大月市立中央病院職員退職手当支給規程（平成 31 年 4 月 1 日規程第〇号）に基づき支給する。

(旅費)

第9条 役員が職務のために旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給については、職員の例による。

(その他)

第10条 役員の報酬及び退職手当の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。